

平成19年10月5日  
国道交安第32号  
国道国防第86号

北海道開発局建設部長  
各地方整備局道路部長  
沖縄総合事務局開発建設部長 } 殿

国土交通省道路局 地方道・環境課長  
国道・防災課長

### 自転車通行環境に関するモデル地区事業の実施について

平成19年7月12日付国土交通省国道企第39号、国道国防第69号、国道交安第27号により依頼した「自転車走行環境の整備に関する取組内容について」(以下、「通知」という)において記載されている自転車の走行環境整備の3つの取組内容のうち、「(3)計画的な整備の推進」のモデル地区事業について、以下のとおり通知する。

なお、本内容については警察庁と調整済みであり、都道府県警察等には警察庁交通規制課長より同旨の内容が通達されていることを申し添える。

### 記

#### 1 趣旨

歩行者・自転車が安全に通行できる自転車通行環境の整備を全国的に広めていくためには、自転車の通行空間確保のためのハード対策と交通規制を計画的に実施することが必要である。しかしながら自転車の通行環境の整備についてはこれまで必ずしも計画的に実施されてきたとは言い難いところであり、今後、整備を推進していく上で様々な課題が生じることが予想される。そこで各都道府県においてモデル地区を指定し、当該地区において今後の自転車の通行環境整備の模範となる事業を実施することにより、各都道府県における自転車通行環境の整備促進を図ることとするものである。

#### 2 モデル地区事業の実施手順

##### (1) モデル地区候補の選定・報告

各都道府県道路交通環境安全推進連絡会議等、通知に基づく推進体制の場において、下記要件に該当するものの中からモデル地区候補を各都道府県において選定し国土交通本省へ報告すること。

##### < 選定要件 >

- ア 通知に基づき警察と合同で現地調査を実施した箇所を含む地区であること。
- イ 自転車道の整備又は自転車専用通行帯の設置のいずれかの対策を内容とすること。

ウ イの対策に併せて、市町村等の関係機関や地元住民と連携し、啓発活動や安全指導等の取組を実施できること。

エ 自転車交通量が多い道路における自転車交通の整序化、自転車の関連する交通事故の防止等整備目的が明確であること。

オ 整備前後の交通状況（交通量・交通事故件数）を調査し、効果検証が可能であること。

カ 指定後、概ね2年間で対策が完了すること。

#### (2) モデル地区の指定

上記(1)の報告に基づき国土交通本省において警察庁と調整の上モデル地区を指定し、通知する。

#### (3) モデル地区事業の助言・支援等の実施

モデル地区事業の実施に当たっては、別途指示するところに基づき、事業の進捗状況、実施上の問題点等について国土交通省へ報告すること。なお、実施上の問題点等については国土交通本省において警察庁と連携し、必要な助言、調整を行う。

また、国土交通省においては、モデル地区に対して交通安全施設等整備事業等において重点的に支援を行う。

#### (4) 効果測定

モデル地区事業完了時に効果測定を実施して整備効果について検証し、その結果を国土交通本省へ報告すること。

### 3 報告

上記2(1)のモデル地区候補については、平成19年12月21日(金)までに別途指示する様式により国土交通本省へ報告すること。

### 4 留意事項

#### (1) 自転車による移動ネットワーク

モデル地区候補については、自転車通行空間の連続性の確保等自転車による移動ネットワークを念頭に置いて選定すること。

#### (2) 警察との調整

モデル地区候補の報告に当たっては、警察と対策箇所の選定だけでなく対策内容についても緊密な調整を図ること。

#### (3) 「自転車利用環境整備ガイドブック」の活用

対策内容の検討に当たっては、別途送付する「自転車利用環境整備ガイドブック」を活用すること。

以上

平成19年10月5日  
国道交安第32号  
国道国防第86号

各都道府県道路事業担当部長 } 殿  
各政令指定都市道路事業担当局長 }

国土交通省道路局 地方道・環境課長  
国道・防災課長

## 自転車通行環境に関するモデル地区事業の実施について

平成19年7月12日付国土交通省国道企第39号、国道国防第69号、国道交安第27号により依頼した「自転車走行環境の整備に関する取組内容について」(以下、「通知」という)において記載されている自転車の走行環境整備の3つの取組内容のうち、「(3)計画的な整備の推進」のモデル地区事業について、以下のとおり通知します。

なお、貴職におかれては、貴管下市町村に対しても周知徹底されたくお願いします。

なお、本内容については警察庁と調整済みであり、都道府県警察等には警察庁交通規制課長より同旨の内容が通達されていることを申し添えます。

## 記

### 1 趣旨

歩行者・自転車が安全に通行できる自転車通行環境の整備を全国的に広めていくためには、自転車の通行空間確保のためのハード対策と交通規制を計画的に実施することが必要である。しかしながら自転車の通行環境の整備についてはこれまで必ずしも計画的に実施されてきたとは言い難いところであり、今後、整備を推進していく上で様々な課題が生じることが予想される。そこで各都道府県においてモデル地区を指定し、当該地区において今後の自転車の通行環境整備の模範となる事業を実施することにより、各都道府県における自転車通行環境の整備促進を図ることとするものである。

### 2 モデル地区事業の実施手順

#### (1) モデル地区候補の選定・報告

各都道府県道路交通環境安全推進連絡会議等、通知に基づく推進体制の場において、下記要件に該当するものの中からモデル地区候補を各都道府県において選定し国土交通本省へ報告すること。

#### < 選定要件 >

ア 通知に基づき警察と合同で現地調査を実施した箇所を含む地区であること。

イ 自転車道の整備又は自転車専用通行帯の設置のいずれかの対策を内容とすること。

ウ イの対策に併せて、市町村等の関係機関や地元住民と連携し、啓発活動や安全

指導等の取組を実施できること。

エ 自転車交通量が多い道路における自転車交通の整序化、自転車の関連する交通事故の防止等整備目的が明確であること。

オ 整備前後の交通状況（交通量・交通事故件数）を調査し、効果検証が可能であること。

カ 指定後、概ね2年間で対策が完了すること。

#### (2) モデル地区の指定

上記(1)の報告に基づき国土交通本省において警察庁と調整の上モデル地区を指定し、通知する。

#### (3) モデル地区事業の助言・支援等の実施

モデル地区事業の実施に当たっては、別途指示するところに基づき、事業の進捗状況、実施上の問題点等について国土交通省へ報告すること。なお、実施上の問題点等については国土交通本省において警察庁と連携し、必要な助言、調整を行う。

また、国土交通省においては、モデル地区に対して交通安全施設等整備事業等において重点的に支援を行う。

#### (4) 効果測定

モデル地区事業完了時に効果測定を実施して整備効果について検証し、その結果を国土交通本省へ報告すること。

### 3 報告

上記2(1)のモデル地区候補については、平成19年12月21日(金)までに別途指示する様式により国土交通本省へ報告すること。

### 4 留意事項

#### (1) 自転車による移動ネットワーク

モデル地区候補については、自転車通行空間の連続性の確保等自転車による移動ネットワークを念頭に置いて選定すること。

#### (2) 警察との調整

モデル地区候補の報告に当たっては、警察と対策箇所の選定だけでなく対策内容についても緊密な調整を図ること。

#### (3) 「自転車利用環境整備ガイドブック」の活用

対策内容の検討に当たっては、別途送付する「自転車利用環境整備ガイドブック」を活用すること。

以上